



松浦地域(松浦市・福島町・鷹島町)

第5号

2005.2.15発行

合併協議会だより

編集：発行 松浦地域合併協議会事務局 松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表） FAX 0956-72-4771
ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappei/ E-mail matsugappei@wine.ocn.ne.jp



第8回松浦地域合併協議会が1月12日(水)鷹島町スポーツ文化交流センターで開催され、
【合併の期日】、【事務機構及び組織】、【地域審議会】、【公共的団体】、【一部事務組合】の取扱いを提案し、地域審議会、公共的団体等の取扱いについて、確認。

その他については、継続協議となりました。

第9回松浦地域合併協議会が1月26日(水)松浦シティホテルで開催され、

【使用料、手数料】の取扱いを提案し、協議確認されました。

また、継続協議となっていた合併の期日、事務機構及び組織、一部事務組合の取り扱いについても確認され、45協定項目中、新市建設計画の作成及びその他事務事業の取扱いを除き、43項目が協議確認されました。

今後は、住民説明会等で住民皆様のご意見をお聞きし、新市の建設に反映されます。

第八回協議会の内容

平成十七年一月十二日

鷹島町スポーツ

文化交流センター

協議事項（新規）

【協議第四十六号】

●合併の期日に関する事

▼今回の合併は、現行の合併特例法の適用を受けることを前提に協議が進められていることから、平成十七年三月までに県知事への合併を申請し、十八年三月までに新市を設置する必要があります。

今日まで各種事業に係る協議調整を行ってきましたが、その折にもできるだけ合併を早く行ってほしい等の意見が出されてきました。合併に向けた諸準備として、条例の整備、組織機構の構築等様々な一元化の事務がある中で、電算システムの統合に最も日数を要し、合併議決後最低でも十ヶ月の期間が必要と判断しました。

その結果、平成十八年の

一月まで合併の期日が短縮できるものとして、平成十八年一月一日を合併の期日として提案し、それらをもとに審議されました。

「十八年一月一日を合併の期日とした理由」

●当地域においては、市長及び議会議員ともに設置選挙となり、合併後最大で五十日間は議会が存在しなくなります。

その間は、市長職務執行者による暫定の市政運営となることから、一月一日であれば、十二月議会は旧市町で開催し、三月議会については、新市で開催することができ、定例会への影響を避けることができます。

●行政の事務は月ごとに整理されるものが多くあります。

●年末年始の休日を新市への移行期間として活用でき、電算システム統合に係る最終確認や、人事異動等に伴う事務所移転作

業等住民サービスへの影響を極力避けることができます。

●法人市民税均等割については、月の初日の合併であれば、税収減が生じない。

主な質疑等

質問

・合併の期日は電算システムの統合期間を考慮した結果のようであるが、地域住民に理解を求める期間が必要ではないか？
一月でも早くとの気持ちは理解する。

答え

・当然のことながら、住民の理解を得ることは前提である。協議会で全項目の確認を得られれば、二月の月上旬から住民説明会に入り、二月下旬の調印更には合併議案の議決をお願いするスケジュールが可能と考えている。

意見

・大変難しく重要な課題である。一月、三月という意見もあるので、事務当局で総合的に判断できるような説明をお願いしたい。合併に向け、各市町持ち帰り慎重に検討してほしい。

意見

・年の始まりは多忙であり、成人式、出初式等重要な行事を現在の首長で執行し、一月の七から九日の連休明けにしてはどうか？

意見

・早く合併してほしいといっているのは、松浦市の住民の多くが前回の在任特例への反対や、行政に対する不信感を持っている。その信頼を取り返すためにも速やかに行うべき。

要望

・一月一日の提案期日は理解するが、年末年始は予算編成、成人式、出初め式等官公庁の行事が山積みしている。特別の事情がなければ三月一日がよい。

等といった意見が出され、次回へ継続して協議することとされました。



【協議第四十七号】

●事務機構及び組織の取扱いに関する事

▼新設合併により、現在の一市二町は廃され、現在の事務及び組織機構が削減することになりますので、新市発足時の組織機構については、合併後の事務処理に支障がないよう、関係市町の協議によりその準備を進めておく必要があります。

今回の提案については、組織構築にあたって各種行政課題に迅速且つ的確に対応できる事務機構等の基本的な整備方針を示し、それを念頭に合併までに調整しようとするものです。

主な質疑等

質問

・課制を設置する中で、支所長に相当の権限とはどのような位置づけか？

また、予算の執行、企画立案はどうなるのか？

答え

・二町の支所長にはそれぞれの管内の公共施設の維持管理、地域住民に対するサービス業務についての権限をもたせる。

・身分上は課制なので、支所長についても、本庁の課長と同格と考えている。予算の執行範囲はまだ決めていない。現在の松浦市の課長権限等を参考にその範囲と考えていただきたい。

質問

・支所長も課長と同格とすると同じ課長なので、権

限の行使に支障があるのではないか？

答え

・支所長には支所課長を統括する権限があること等決裁権限で明確にしていきたい。

質問

・職員の身分の問題にも関連するが、組織機構を含め現在の職員数を今後どう考えているのか？合併の目標である行政経費の削減によりその分の予算を住民サービスにまわすべき。

答え

・行政経費の削減というところで、職員数の削減は大変重要なことである。財政計画でも10%の削減をうたっており、それが最低の目標として今後取り組みをしていきたい。

質問

・現在の役場の名称については、「福島役場」、「鷹島役場」といった名称を使わさせていただきたい。事務的には支所、自治法上の支所でかまわない。

答え

・役場とは町村の事務所の名称であり、そこで執行う事務を役場事務としてあります。

国などに確認したところ、適当でないが、違法ではないとあります。

等といった意見が出され、次回へ継続して協議することとされました。



【協議第四十八号】

●地域審議会の設置に関する事

▼設置の趣旨は、新市の発足にあたり、旧市町の地域住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念から、そのことが合併推進の障害になることへ



の配慮により創設された制度です。

制度の内容として、期間を定めて設置することや、合併関係市町村の旧市町単位を区域とし、新市建設計画の変更や、執行状況等合併市町村の長に対し、意見を述べたり、またその諮問に応じ、答申するものとなっています。

当地域においては、設置を前提に法律で定められるべき事項として位置づけられている審議会の組織運営について次のとおり提案し、協議確認されました。

《提案内容》

◎新市において地域審議会を設置する。なお、地域審議会の組織及び運営などについては、法律の定めるところにより別紙のとおりとする。

主な質疑等

質問

・地域審議会のほかに、地域自治区、合併特例区等もあつたと思うが、双方の説明をしてから、その中で決めるべきではないか？

答え

・地域自治区については、地方自治法の規定により設けるものと、合併特例法の規定により設けることができるとあります。

その設置の基礎となる法律の違いにより、学区毎の設置や、また旧市町単位をその区域とすることができません。

合併特例区については、法人格を持ち、地域審議会や、地域自治区と比較した場合、行政的な機能を付加したもので、五年間に限り設置ができます。

質問

いずれも、設立の趣旨や、協議内容等については、ほぼ同様であり地域住民の意見を直接聞くことができる地域審議会を提案しました。

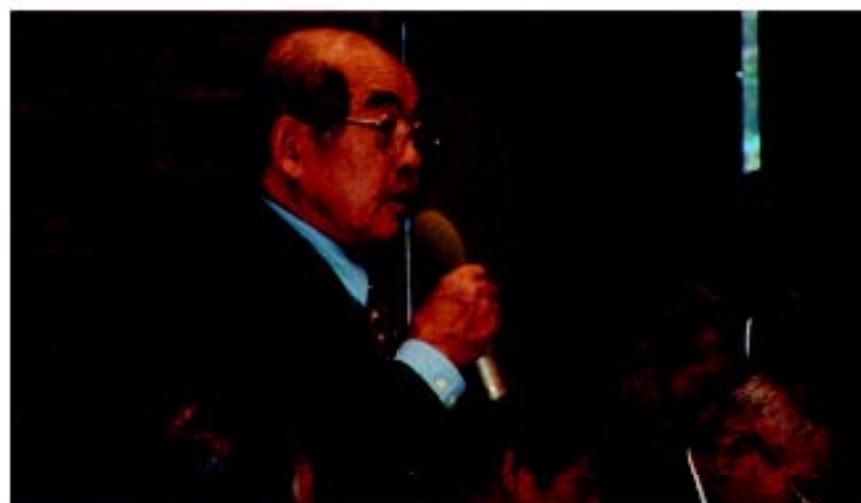
質問

・設置期間は十年間、年一回以上開催となつていますが、市長の諮問がなければやらないこともあり得るのか？

答え

・十年間は新市建設計画の期間を基準とし、その推移を見守る意味合いも含めてその期間の設定をしている。

審議会が十分機能するか



というご不安ですが、新市からも積極的に開催するが、審議会としても市政運営に関与していくという姿勢で対応してほしい。

合併調印式

日時 平成17年2月24日(木) 午後1:00～
場所 松浦シティホテル

地域審議会の設置に関すること

地域審議会の設置については、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に次のとおり規定されています。

(地域審議会)

- 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めたものとする。
 - 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
 - 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(注) 合併関係市町村とは…現在の松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町

(注) 協議とは…合併協議会での協議及び関係市町村の協議

(注) 合併市町村とは…合併後の新市

地域審議会の設置に関する事項

(設置) 第1 合併後、松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町の各々の市町(以下「旧市町」という。)に、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、地域審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(設置期間)

第2 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3 審議会は、旧市町の区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- ① 新市建設計画の変更に関する事項
- ② 新市建設計画の執行状況に関する事項
- ③ 地域振興のための基金の活用に関する事項
- ④ 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- ⑤ その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織) 第4 審議会は、委員15名以内をもって組織する。

(委員) 第5 委員は、当該区域に住所を有する者又は当該区域内に存する事業所等に勤務する者で次に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- ① 自治会長、地区長
- ② 農林水産業団体、商工業団体、観光団体に属する者
- ③ 社会教育及び学校教育の団体に属する者
- ④ 青年、女性、高齢者を構成員とする組織に属する者
- ⑤ 社会福祉に関係する者
- ⑥ 知識経験を有する者

(任期) 第6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第7 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議) 第8 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、年1回以上開催するものとする。また、委員の4分の1以上の者から審議を求め事項を示して請求があったときは、開催するものとする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議長は、会長をもって充てる

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務) 第9 審議会の庶務は、本庁において処理する。

(規則) 第10 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

【協議第四十九号】

● 公共的団体等の取扱いに関すること

▼公共的団体とは、公共的な活動を営むものは、すべて含まれ、法人たると否を問わないこととされております。

(例)

- ・ 農業協同組合
- ・ 漁業協同組合
- ・ 森林組合
- ・ 商工会議所、商工会
- ・ 老人クラブ、青年団、婦人会等

地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図り指揮監督することができるとあり、更には、合併特例法のなかにも合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併に際して、新しい市の一体性の速やかな確立に資するため、その整備統合を図るよう努めなければならないという規定もあります。しかしながら、当地域特有の地理的条件等から、急

激な組織の再編は困難なこ
と、また今後より詳しく構
築されていく、事務機構や
組織にも影響されることか
ら、総合的な見地に立ち、
効果的、効率的な組織の再
編・構築が必要と考えます。

以上のようなことから、
公共的団体等の統廃合や、
連携には柔軟に対応するこ
とを基本に、次のとおり提
案し協議確認されました。

◎**〔提案内容〕**
公共的団体等につい
ては、新市の一体性
を確立するため、同
一あるいは同種の団
体は、それぞれの実
情と主体性を尊重し
ながら、速やかに統
合できるよう調整に
努めることとする。

主な質疑等

質問

・提案があった調整内容は、

各団体の一部をあげなが
ら説明されたが、何らか
の基準をもって、掲げた
ほうがよいのではない
か？

答え

・ご指摘のとおり、すべて
の団体が載っているわけ
ではありませんが、統合
調整については、それら
を含めて同様な調整方針
で対応したいと考えてい
ますので、ご理解を賜り
たい。

質問

・食生活改善推進連絡協議
会や青年団については、
鷹島町のみ記載してある
が、町内の各種行事など
熱心な取組みをされている
ので、存続してほしい。
また、シルバー人材セ
ンターについては、未設
置であり、調整内容の方
針により是非お願いした
い。

答え

・現在一自治体のみ設置さ
れているような団体につ
いては、新市全域に組織
を広げていけるよう、期
待しながら掲載いたして
おります。

質問

・商工会についても合併に
ついて、役員等と勉強会
を開催しているが、その
方向性がはっきりしてい
ないので、現状をお知ら
せしながらご理解を賜り
たい。

答え

・速やかな統合という表現
を使用しているが、決し
て無理を押し付けようと
いうものではない。
できればそういう形で、
各種団体で検討調整がで
きないかということでご
理解を賜りたい。

【協議第五十号】

●一部事務組合等の取扱い に関すること

▼一部事務組合は、普通地
方公共団体等が、その事
務の一部を共同処理する
ために設けた組合で、地
方自治法の規定により設
置されています。当地域
においては、消防、ごみ、
し尿の処理等市町村の区
域を越えた広域的な事務
処理に活用されています。

この組合を構成する市
町村が合併を行う場合は、
組合への脱退や加入等の
手続きに伴い、規約の改
正が必要となるために、
その方向性について協議
されました。

をお願いしたい。

答え

・設立当初は、県内町村の
相互扶助の考えにより、
加入町村の一律の負担率
で負担金を徴収して運営
されてきました。

平成十六年度からは団
体別に退職手当の予想額
を平準化して負担する新
制度へ移行していること
から、要望があった資料
について、次回提出いた
します。

質問

・松浦地区消防組合につい
ては、田平町から脱退の
申し入れがなされており、
総務省の見解としても十
万人に一組合とされている
ことから、現状維持も
視野に入れながら慎重な
検討を重ねてほしい。

質問

主な質疑等

・市町村総合事務組合の退
職手当事業については、
松浦市は加入しておらず、
事業の概要、定款、今後
の運営方針等資料の提出

答え

- ・申し入れに対する方向性については、伊万里、平戸、松浦消防組合の相互間の協議調整が必要となり、現段階ではその作業が進んでいません。

地域住民にとって非常に影響を及ぼす課題でもあり、強い意見があったことを踏まえながら、その調整にあたりたい。

等といった意見が出され、次回へ継続して協議することとされました。



第九回協議会の内容

平成十七年一月二十六日
松浦シティホテル

協議事項（継続）

〔協議第二十号〕

●新市建設計画の作成に関すること（その三）

▼去る第六回の協議会において、新市建設計画策定に係る第一から第三小委員会での検討結果を踏まえ、県とのすり合わせを行うための素案として確認をいただきました。
その後長崎県とすり合わせを行った内容と、財政計画を、可能な限り新しい数値に置き換えて素案の協議を行いました。

主な質疑等

質問

- ・職員の一割削減というのは、どこから出ているのか？合併は行政経費の削減が望まれている。

行政でやるべきもの、民間委託ができるもの等

明確にしていかなければならないのでは？

答え

- ・人件費については、最低一割の削減を目標としながらも、それ以上を目指しているということ、ご理解を賜りたい。義務的経費を減らしながら、その分を投資的な経費へ回したい。

また、民間委託も活用することも考慮しながら、作成しています。

質問

- ・「合併までに調整する。」という項目が非常に多く、その方向性がはっきり示されていないので、住民説明会の前までにできるだけ調整の方針を示してほしい。

答え

- ・現在整理中であり、全てについてはお示しできないと理解してほしい。

意見

- ・何事にも賛否両論ある。何年も先のことを書くのは不可能なこと。節約すべきところはしなくては

ならないが、夢のある一日も早い合併を望みます。

等の意見が出され、財政計画に係る人件費の前提条件に最低目標の一割減を明記することで素案が確認されました。

関係市町においては、この素案をもとに、新しいまちづくりの基本的な方針について、住民説明会を行い、地域住民の意見・要望等を加味しながら、よりよい新市建設計画の策定を行うこととしております。



【協議第四十六号】

●合併の期日に関する事

▼継続協議となっていた合併の期日については、月の一日以外の合併期日となった場合の法人市民税の取扱い等の説明を行い、三月という意見もありましたが、平成十八年一月一日とすることが協議確認されました。

《提案内容》

◎合併の期日は、平成十八年一月一日とする。

た「役場」という呼び方

については、愛称として看板等に工夫をするというところで、合併までに調整することとなりました。また、組織については、全体的な行政のスリム化や、地域産業の振興に十分配慮してほしいといった意見が出され、次のとおり協議確認されました。

《提案内容》

◎新市の事務機構及び組織については、「新市における事務機構及び組織の整備方針」に基づいて、合併までに調整する。

◎新市の組織編成にあたっては、住民への行政サービスが低下しないよう十分配慮する。

【新市における事務機構及び組織の整備方針】

●事務機構及び組織の取扱いに関する事

▼前回質疑があつていた支所の名称や、指揮命令系統、支所長の職務権限等について、幹事会等で検討した内容を説明し、より詳しく協議されました。支所の名称については、「松浦市役所福島支所」、「松浦市役所鷹島支所」とし、従来使用されてき

◎住民にとって利用しやすく住民の声を市政に反映できる事務機構、組織を構築する。

◎住民への行政サービスについては、一層の向上に適應できる事務機構、組織を構築する。

◎地方分権時代における各種行政課題に迅速且つ正確に対応できる事務機構、組織を構築する。

◎指揮系統がわかりやすく、事務処理が効率的で、責任の所在が明確な事務機構、組織を構築する。

【協議第五十号】

●一部事務組合等の取扱いに関する事

▼前回資料の提出依頼があつた長崎県市町村総合事務組合の退職手当事業については、今後当組合へ新市が加入した場合、不利益とならないよう働きかけを継続していくことや、長崎県五市六町競艇組合の運営状況等について意見が出され、次のとおり協議確認されました。

《提案内容》

◎伊万里・北松地域広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加える。

◎長崎県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において



新たに加入する。ただし、共同処理する事務については、合併までに調整する。

◎長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合については、合併までに調整する。

◎長崎県五市六町競艇組合については、松浦市は、合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。

◎松浦地区消防組合については、事務に支障がないよう合併までに調整する。

◎北松特別養護老人ホーム一部事務組合については、事務に支障がないよう合併までに調整する。

◎北松北部環境組合については、松浦市、

福島町は合併の日の前日をもって当該団体から脱退し、新市の旧構成市町の区域において合併の日に当該団体へ加入すること、当該団体構成市町との協議により合併までに調整する。

◎松浦地区火葬場組合については、事務に支障がないよう合併までに調整する。



協議事項（新規）

【協議第五十一号】

●使用料、手数料の取扱いに関する事

▼使用料及び手数料については、これまでの協議の中で概ね確認されていますが、協定項目になかった住民基本台帳関係等について、提案しました。高齢者福祉センター等法令に定めのある事項についての条例制定の必要性等意見が出され、次のとおり協議確認されました。

等、鳥獣飼養許可及び米穀小売登録申請の手数料については、現行のとおりとする。

◎住民基本台帳関係、印鑑登録等、税務関係、臨時運行許可申請、住宅関係、船員関係及びその他の事項に関する証明の手数料については、松浦市の例による。

◎その他督促手数料については、一通につき百円とする。

《提案内容》

◎コミュニティセンター、福祉関係施設、水産関係施設、観光関係施設の使用料については、現行どおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整する。

◎戸籍関係、犬の登録

合併協議会において協議確認といったスケジュールとなります。



第九回の協議会で当地域が掲げる四十五協定項目中、新市建設計画及びその他事務事業の取扱いを除く四十三項目の協議確認が終了いたしました。今後は、関係自治体でそれぞれ合併に係る住民説明会を開催し、新市の在り方等地域住民の皆様方の意見を加味しながら、最終的な新市建設計画書を策定し、

協定項目の協議状況をお知らせします。

第9回合併協議会（平成17年1月26日）現在

△=未提案、□=協議中、◎=確認

協 定 項 目	内 容	協 議 状 況		
		未提案	協議中	確 認
1 合併の方式	新設（対等）合併・編入合併			◎
2 合併の期日	合併の期日			◎
3 新市の名称	新市の名称			◎
4 新市の事務所の位置	新市の事務所の位置			◎
5 事務機構及び組織の取扱い	新たな機構、組織の整備			◎
6 財産及び債務の取扱い	公有財産（庁舎、市町所有地等）、債権、基金等			◎
7 新市建設計画の作成	新市建設の基本方針、財政計画		□	
8 議会議員の定数及び任期	議会議員の定数及び任期			◎
9 農業委員会委員の定数及び任期	農業委員会委員の定数及び任期			◎
10 地方税	市町村民税、固定資産税、軽自動車税等の賦課徴収			◎
11 職員の身分の取扱い	一般職員の身分			◎
12 地域審議会の設置	旧市町での新市事務に係る審議会組織			◎
13 特別職の職員の身分の取扱い	特別職（市長、町長、助役、収入役、教育長、各種委員等）の身分			◎
14 条例、規則等の取扱い	新市の条例、規則等			◎
15 使用料、手数料の取扱い	施設等の使用料、税務・戸籍等の手数料			◎
16 公共的団体等の取扱い	商工会、観光協会、漁業協同組合、婦人会等			◎
17 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	各市町が行っている補助金、交付金			◎
18 各市町の慣行の取扱い	市章、市の花木、市民憲章、各種宣言、各種催事等			◎
19 町、字の区域及び名称の取扱い	新市の町、字の区域及び名称			◎
20 国民健康保険制度の取扱い	国民健康保険の給付及び税の賦課徴収等			◎
21 行政区の名称及び所管区域の取扱い	行政区の名称及び所管区域			◎
22 電算システム関係の取扱い	各種電算システムの統一等			◎
23 一部事務組合等の取扱い	伊万里北松地域広域圏組合、松浦地区消防組合等			◎
24 広報、広聴関係の取扱い	広報誌、議会だより等の発行、広聴関係等			◎
25 情報公開関係の取扱い	情報公開制度			◎
26 消防、防災関係の取扱い	常備消防、消防団等			◎
27 人権関係の取扱い	人権、同和、男女共同参画、女性行政等			◎
28 納税関係の取扱い	納税振込金、組織等			◎
29 各種福祉制度の取扱い	介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、児童・母子福祉等			◎
30 社会福祉協議会の取扱い	1市2町の社会福祉協議会			◎
31 公営住宅関係の取扱い	市営住宅、町営住宅			◎
32 健康推進事業の取扱い	各種検診・健康推進事業等			◎
33 環境衛生関係事業の取扱い	環境保全、ごみ・し尿処理、火葬場、畜犬等			◎
34 生活排水処理事業の取扱い	下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽等			◎
35 商工観光関係事業の取扱い	商工業、観光、企業誘致、消費生活等			◎
36 農林水産関係事業の取扱い	農政、畜産、耕地事業、林務、水産等			◎
37 建設関係事業の取扱い	道路、河川、国土調査事業等			◎
38 都市計画関係事業の取扱い	都市計画事業			◎
39 水道事業の取扱い	上水道、簡易水道等			◎
40 学校教育関係の取扱い	幼稚園、小中学校、学校給食等			◎
41 社会教育関係の取扱い	生涯学習、文化・スポーツ振興、公民館活動等			◎
42 地域間交流関係の取扱い	国際交流、姉妹市町村交流等			◎
43 交通関係の取扱い	交通対策			◎
44 病院（診療所）事業の取扱い	病院、診療所の運営			◎
45 その他事務事業の取扱い	その他上記に属さない事務事業協議状況			

ご質問・ご意見については!?

合併に関するご意見・ご質問がありましたら合併協議会事務局までお尋ね下さい。

松浦地域合併協議会事務局

松浦市志佐町里免365番地（松浦市役所 2階）
 TEL 0956-72-1111（松浦市役所代表）
 FAX 0956-72-4771
 ホームページ http://www16.ocn.ne.jp/~m_gappel/
 Eメール matsugappel@wine.ocn.ne.jp

～お知らせ～

第1回～第10回の合併協議会「会議録」について、市役所・役場・支所の窓口で閲覧及び貸出ができるようになりましたので、お気軽にお申し出下さい。